

第五五回

参第三号

国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律（案）

- 1 国立の学校（小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。以下同じ。）の教員（校長（園長を含む。）教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）実習助手及び寮母をいう。以下同じ。）には、研修手当として月額四千円を支給する。
- 2 公立の学校の教員の研修手当は、前項の規定による国立の学校の教員の研修手当を基準として定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十二年九月一日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「寒冷地手当」の下に「、研修手当」を加える。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

- 3 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「寒冷地手当」の下に「、研修手当」を加える。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

- 4 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「寒冷地手当」の下に「、研修手当」を加える。

理 由

国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾^{みょう}学校、養護学校及び幼稚園の教員に対し研修手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十二年度において、約八十億六千七百万円（平年度約百三十八億三千万円）を要する見込みである。